

公募型比較見積【共通事項】			
1. 参加資格	(1)	①	令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること
		②	当該案件の見積書提出日から開封日まで有効なGビズIDプライムを保有している者であること。 なお、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのGビズIDプライムをしている者であること
	(2)	①	見積書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		②	見積書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(3)	参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開封日現在による。	
2. 公募型比較見積参加手続等	(1)	参加申請 見積書の提出をもって参加申請とする。	
	(2)	見積書の提出等の手続きは大阪市調達・契約システム（以下「システム」という。）により行う。郵便等による見積書の提出は認めない。	
	(3)	公募型比較見積の辞退 見積書提出後の辞退は認めない。	
	(4)	予定価格・見積参加者の公表 契約相手方の決定後にシステムにて公表する。	
	(5)	仕様書等の取得方法 案件公開日以降にシステムよりダウンロードするものとする。	
	(6)	仕様書等に対する質問及び回答 公募型比較見積に参加しようとする者の仕様書等の内容に関する質問への対応を行う場合は、システムにより行う。なお、質問受付期間その他必要な事項はシステムに定める。	
3. 見積の方法等	(1)	見積書の提出期間及び開封日時はシステムに定める。	
	(2)	見積参加者がいない場合は、当該公募型比較見積を取り止める。	
	(3)	見積書の提出	
		①	見積書は、システムにより、見積金額、くじ申込番号（3桁の任意の数字）等、必要な事項がすべて入力されたものを有効な見積書として取り扱う。
		②	見積書に記載する見積金額については総額（搬入、設置、諸経費その他契約履行に必要な一切の費用を含む）を記載すること。ただし、これによらない場合は、公募条件で別途定める。 業者決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって業者決定の金額とするので、公募型比較見積参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること
		③	見積書の入力には注意して正確に行い、見積書提出画面において確認を行ってから見積書の提出を行うこと
		④	見積書の提出は、見積書提出期限までに完了すること
		⑤	見積書の提出にあたっては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって見積書の提出を行うこと
		⑥	見積書が正常に送信されたことを、見積書送信完了メッセージ又はタブ画面において確認すること
		⑦	一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。見積内容に錯誤があった場合の取扱いについては、5（6）による。

4. 再度の見積書提出	(1)	開封の結果、5に定める事項により当初の見積書が無効となった者を除く公募型比較見積参加者が提出した見積書の全てについて、見積価格が予定価格の制限の範囲を超えたときは、当該公募型比較見積参加者に対して、再度の見積依頼を1回に限り行う。	
	(2)	再度の見積書受付締切予定日時、開封予定日時及び前回最低見積書記載金額については、別途通知する。	
5. 見積の無効	次の場合のいずれかに該当する見積は、これを無効とする。 無効の見積をした者は再度見積に参加できない。		
	(1)	1に定める参加資格を有しない者がした見積	
	(2)	システムによらずされた見積	
	(3)	指定の日時までに到達しなかった見積	
	(4)	再度見積の場合においては、前回最低見積書記載金額以上でした見積	
	(5)	見積書提出日より開封日時までの間において、公募型比較見積参加者が次の項目に該当する場合	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	(6)	開封予定日時までに調達担当に所定の見積書錯誤無効届を提出し、本市が錯誤無効と認めた見積（見積書錯誤無効届の様式及び提出方法については、調達担当に問い合わせること。）	
	(7)	利用規約に反して使用されたGビズIDによる見積	
6. 契約相手方の決定	(1)	開封後、5に定める見積の無効に該当しない見積のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約相手方とし通知する。	
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者が2者以上あるときは、開封時にシステムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって契約相手方を決定するものとする。	
	(3)	5に定める見積の無効に該当した場合には、見積を無効にした理由を付して通知する。	
7. 契約相手方の決定日	原則として、契約相手方の決定日は開封日（再度見積の場合は、その開封日）とする。ただし、これによらない場合は、システム上で別途定めるものとする。		
8. 契約保証金	契約保証金は免除する。		
9. その他	(1)	契約条項を示す場所	システム上
	(2)	契約書作成の要否 要 原則システムで契約書を作成する。 なお、所定の書面契約理由書を提出し、本市がやむを得ない理由と認めた場合、書面での契約書作成を認める。	
	(3)	大阪市側のシステム障害によりシステムによる公募型比較見積手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該公募型比較見積を延期又は中止することがある。	
		契約相手方の決定から契約締結までに、契約相手方が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。	

	(4)	①	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
		②	大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるとき
	(5)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
	(6)	この定めでない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市公募型比較見積実施要綱等の定めるところによる。	